

令和 8 年 4 月 2 7 日開催

新庄市農業委員会第 3 5 回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和 8 年 4 月）議事録

1. 開催日時 令和 8 年 4 月 2 7 日（月）午前 1 0 時 0 0 分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（1 6 名）

1 番 浅 沼 玲 子	2 番 笹 行 也
3 番 松 田 浩 一	4 番 早 坂 浩 樹
5 番 指 村 貞 芳	6 番 森 良 一
7 番 下 山 秀 一	8 番 奥 山 久
9 番 中 鉢 浩	1 0 番 五十嵐 成生
1 1 番 田 宮 成 彦	1 2 番 齋 藤 謙 二
1 3 番 星 川 吉 和	1 4 番 伊 藤 和 彦
1 6 番 星 川 秀 男	1 9 番 高 山 光 弥

4. 欠席した委員（3 名）

1 5 番 三 原 幸 一	1 7 番 星 川 豊
1 8 番 佐藤 喜代志	

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 139 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 140 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 141 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
（利用権設定）
日程第 5 議案第 142 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
（賃借権移転）
日程第 6 議案第 143 号 農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
（利用権設定）
日程第 7 報告第 96 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8 報告第 97 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 9 報告第 98 号 農地法第41条（所有者不明農地）について
日程第 10 報告第 99 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
日程第 11 報告第 100 号 令和7年度農地の利用状況調査結果について
日程第 12 報告第 101 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長	長 沼 俊 司	局長補佐	鏡 彰 広
主 事	星 川 真 優	主 事	佐 藤 遥

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和8年度新庄市農業委員会第35回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員数は16名です。欠席通告者は、15番三原幸一委員、17番星川豊委員、18番佐藤喜代志委員の3名であります。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第35回総会が成立していることをご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記

の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に４番早坂浩樹委員と１４番伊藤和彦委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の星川真優さんと佐藤遥さんを指名いたします。以上で日程第１を終わります。

○議長

次に日程第２、議案第１３９号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第１３９号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区２０件、稲舟地区８件、萩野地区９件、八向地区４件、計４１件ございます。権利設定の内訳としましては、賃貸借権が２１件、賃貸借権移転が３件、使用貸借権が４件、所有権移転が１３件でございます。

いずれの案件も農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

それでは新庄地区１番について、調査報告をお願いします。

○１０番

議案第１３９号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区１番につきまして４月１８日に調査確認しました。譲渡人は県外在住であり、当該地を近隣の人に譲りたいとして数名の方に相談した結果、譲受人が決まったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区２番について調査報告をお願いします。

○１０番

新庄地区２番につきまして４月１８日に調査確認しました。現在譲受人が耕作している

が、譲渡人より購入して欲しいと相談があり交渉が成立したそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区3番につきまして4月21日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連です。貸人と借人は親戚関係にあり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区4番につきまして4月21日に調査確認しました。譲渡人が耕作をやめる為、家族間で話し合った結果、兄弟間で贈与ということになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区5番につきまして4月19日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区6番につきまして4月19日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区7番につきまして4月21日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区8番につきまして4月21日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区9番につきまして4月19日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連です。農地法施行以前からの契約だった為、今回改めて農地法第3条で利用権を設定するための申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区10番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区10番につきまして4月21日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連です。以前の耕作者が規模縮小の為に近隣の借人に依頼しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区11番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区11番につきまして4月20日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連の案件であり、借人の法人化に伴う申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区12番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区12番につきまして4月20日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連の案件であり、借人の法人化に伴う申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区１３番について調査報告をお願いします。

○６番

新庄地区１３番につきまして４月２０日に調査確認しました。農地法第１８条第６項関連の案件であり、借人の法人化に伴う申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区１４番について調査報告をお願いします。

○６番

新庄地区１４番につきまして４月２０日に調査確認しました。農地法第１８条第６項関連の案件であり、借人の法人化に伴う申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区１５番について調査報告をお願いします。

○６番

新庄地区１５番につきまして４月２０日に調査確認しました。借人の法人化に伴う申請で問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区１６番について調査報告をお願いします。

○６番

新庄地区１６番につきまして４月２０日に調査確認しました。借人の法人化に伴う申請で問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区１７番について調査報告をお願いします。

○６番

新庄地区１７番につきまして４月２０日に調査確認しました。借人の法人化に伴う賃貸借権移転の申請です。貸人も同意している為問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区１８番について調査報告をお願いします。

○６番

新庄地区１８番につきまして４月２０日に調査確認しました。借人の法人化に伴う賃貸借権移転の申請です。貸人も同意している為問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区１９番について調査報告をお願いします。

○６番

新庄地区１９番につきまして４月２０日に調査確認しました。農用地利用集積計画からの移行です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区２０番について調査報告をお願いします。

○６番

新庄地区２０番につきまして４月２１日に調査確認しました。当該地は借人の農地に組まれている為、双方で話し合った結果、贈与となりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区１番について調査報告をお願いします。

○１４番

稲舟地区１番につきまして４月１９日に調査確認しました。農地法第１８条第６項関連です。前耕作者が離農ということで新しい借人との申請となります。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区２番について調査報告をお願いします。

○１４番

稲舟地区２番につきまして４月１９日に調査確認しました。以前は借人が個人契約していましたが、今回は法人としての申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区3番につきまして4月18日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区4番につきまして4月18日に調査確認しました。譲渡人は今後離農するということで、譲受人と売買することになりました。対価が安価な理由は、基盤整備もされておらず、当該地までの通路状態があまり良くない為です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区5番につきまして4月18日に調査確認しました。稲舟地区4番と同様で、近隣で耕作している借人が引き受けるとのことです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区6番につきまして4月18日に調査確認しました。稲舟地区4番と同じ事情で、売買することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区7番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区7番につきまして4月18日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区8番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区8番につきまして4月18日に調査確認しました。当該地は以前より譲受人が耕作していました。譲渡人は県外在住で将来的にも家族で営農は困難なこともあり、譲受人に贈与することです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番につきまして4月18日に調査確認しました。本来は売買する方向でしたが、今回は賃貸借権設定の申請となりました。売買は来年度の予定だそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区2番につきまして4月18日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連です。合意解約した農地を譲受人が購入し耕作することです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区3番につきまして4月19日に調査確認しました。同一世帯親子間での贈与であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区4番につきまして4月19日に調査確認しました。当該地は以前より借人が耕作していました。単価が安価なのは、半分以上転作田として耕作している為とのことでした。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区5番につきまして4月18日に調査確認しました。同一世帯親子間での使用貸借権設定であり問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区6番につきまして4月18日に調査確認しました。同一世帯親子間での使用貸借権設定であり問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区7番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区7番につきまして4月19日に調査確認しました。当該地は以前より長年に渡り譲受人に耕作してもらっていた為、今後もお願いしたく贈与ということになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区8番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区8番につきまして4月17日に調査確認しました。貸人は耕作できない為、借人に依頼し引き受けてくれました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区9番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区9番につきまして4月17日に調査確認しました。借人が新規就農者に認定され、農地が必要となった為、同一世帯親子である貸人から賃借権移転することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして4月17日に調査確認しました。譲渡人は自作できず耕作を依頼している状態です。また、当該地は災害により水を引けない状態にある為、隣地に家屋がある譲受人に売買ということになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして4月17日に調査確認しました。譲受人が当該地でネギを栽培したいとのことで売買になったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区3番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区3番につきまして4月20日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連です。今回新たな借人との申請となります。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区4番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区4番につきまして4月20日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連です。賃貸借していた当該地を今回売買するということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。

ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第139号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第139号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第140号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第140号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、稲舟地区1件、計2件ございます。

新庄地区1番について、当該地は事業計画者の自宅の南東側に隣接し、1筆の農地面積525㎡の一部105㎡を住宅用地として整備する事業計画です。権利設定は親子間のため使用貸借権で、立地基準については第三種農地と判断いたしました。

稲舟地区1番について、当該地は住宅とカーポートの建築、排雪場を整備する事業計画です。権利設定は所有権移転で、立地基準については第三種農地と判断いたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

議案第140号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして、4月18日に調査確認しました。親子間での申請であり問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区1番について4月16日に調査確認しました。住宅用地を拡張するための5条

申請です。当該地は住宅地域の中にあり、また周辺の農地にも影響はないと判断します。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第140号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第140号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第141号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（利用権設定）を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第141号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（利用権設定）、新庄地区4件、萩野地区1件、計5件意見照会がございます。権利設定の内訳としましては、賃貸借権新規が5件でございます。

経緯としましては新庄地区1番～3番につきましては前耕作者が亡くなり耕作できなくなったため、別の方が受人として耕作することとなりました。新庄地区4番は受人が以前より耕作していましたが、この度正式に権利設定を行うものです。萩野地区1番につきましては、前耕作者が耕作できなくなり、受人が耕作を引き受けることとなりました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第141号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（利用権設定）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第141号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（利用権設定）は、これを適当とし、回答することに決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第142号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第142号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）、新庄地区3件、萩野地区1件、計4件意見照会がございます。

経緯としましては、新庄地区1番から3番につきましては、前受人が法人を立ち上げたことにより、賃貸借権を法人へ移転することとなりました。萩野地区1番につきましては、前受人が耕作できなくなり、受人が耕作をすることとなりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第142号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第142号農用地利用集積等促進計画（案）の意見

について（賃借権移転）は、これを適当とし、回答することに決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第143号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（利用権設定）を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第143号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（利用権設定）、稲舟地区1件要請がございます。報告第98号の農地法第41条関連の案件でございます。内容につきましては、当該地は所有者が亡くなり、相続するものがない所有者不明農地であったため、受人へ利用権を設定するものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第143号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（利用権設定）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第143号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（利用権設定）は、これを適当とし、回答することに決定されました。

○議長

次に日程第7、報告第96号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第96号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区5件、稲舟地区1件、萩野地区4件、計10件ございます。内容につきましては相続による所有権取得で、あっせん等の希望はありません。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第96号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり、受理を確認しました。

○議長

次に日程第8、報告第97号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第97号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区8件、稲舟地区5件、萩野地区1件、八向地区2件、計16件ございます。

新庄地区1番から7番は農地法第3条関連の案件です。8番は受け手が決まっております。

稲舟地区1番・2番・5番は農地法第3条関連の案件です。3番は受人の息子が耕作します。4番はまだ受け手が決まっておりません。

萩野地区1番、八向地区1番・2番は農地法第3条関連の案件です。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し、受理しましたので、よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの報告第97号農地法第18条第6項の規定による通知について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第97号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり、受理を確認しました。

○議長

次に日程第9、報告第98号農地法第41条（所有者不明農地）についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第98号農地法第41条（所有者不明農地）について、稲舟地区1件ございます。議案第143号の農用地地集積等促進計画（案）の要請についての関連案件です。内容につきましては、当該地は所有者が亡くなり、相続するものがない所有者不明農地であったため、農地中間管理機構へ貸付の手続きを行ったものです。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第98号農地法第41条（所有者不明農地）について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第98号農地法第41条（所有者不明農地）については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第99号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第99号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございます。新庄地区1番について、3月23日に森班長、星川委員、事務局で現地調査いたしました。転用の時期及び内容は議案書の通りです。県より原状回復命令はなく、非農地として法務局へ回答いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第99号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第11、報告第100号令和7年度農地の利用状況調査結果についてを上程し

ます。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第100号令和7年度農地の利用状況調査結果について、昨年の7月から8月に行っていた利用状況調査について報告いたします。

表の左側の管内農地は農地台帳上の面積となっております。続いて、遊休農地・荒廃農地は記載のとおりでございます。そのうち、1号遊休農地は主に再生可能な農地で区分が1～2の農地です。2号遊休農地は利用の程度が著しく劣っている農地で区分が3の農地です。荒廃農地は再生利用が困難な農地で区分が5の農地です。筆数と面積は記載のとおりでございます。

活動実績は、以前遊休農地と判断された農地が再生利用された農地について記載しております。非農地証明により地目変更が行われた土地は、10月総会で上程した非農地判断の議案内容のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第100号令和7年度農地の利用状況調査結果について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第100号令和7年度農地の利用状況調査結果については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第12、報告第101号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第101号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、全部で2件ございます。どちらも旧制度の老齢年金であり、本年3月より受給開始となりました。

○議長

ただいまの報告第101号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第101号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第35回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第13条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和8年4月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 早坂 浩樹

議事録署名委員 伊藤 和彦